

共同募金ご協力おねがい
10月1日から共同募金運動が始
まります。みなさまの暖かい協
力をお願いいたします。

新都市計画法 市街化区域、調整区域に 関する公聴会

9月27日 午後2時

昨年6月に施行された新都市計画法により鳥栖地区(基山町を含む)は、市街化区域と市街化調整区域を決めることになりました。その境界に線を引きことからこのことを「線引き」といっています。この線引きの案が県で決められましたが、これにわたしたち住民の意見を反映するため、県が公聴会を開きます。各戸に9月上旬、県から資料が配られていますので参考のうえ公聴会には建設的な意見をお寄せください。

◎公聴会の日時および場所

9月27日(日)午後2時
中央公民館(木町三丁目)
◎公述申し込み

公聴会で意見を述べようとする人は、9月22日までに、意見の要旨および理由を、400字詰原稿用紙2枚以内に書き、書面でお申し込みになってください。申し込み先は鳥栖市役所都市計画課(電話3111内線233・235)または佐賀県土木部都市計画課。(電話佐賀◎1278)

都市計画審議会 16委員の顔ぶれ

6月定例市議会で可決された「鳥栖市都市計画審議会条例」にもとづく都市計画審議会委員が決まり、9月2日初会合が開かれました。委員は学識経験者5人、市議会議員8人、市職員3人の合計16人で構成される市長の諮問機関。この日は委員の互選で会長に楠勇さん(鳥栖基山農協長)、副会長に築地善久次さん(市議)、時津政吉さん(市議)を決めたあと、市長が諮問した「市街化区域と、市街化調整区域の設定について」について論議を始めました。また2回目の会合を9月7日に開きました。

都市計画審議会委員 敬称略

◎楠勇(鳥栖基山農協長)。築地善久次(市議会議員)。時津政吉(同)。神近一(土木事務所長)。中富正義(商工会議所会頭)。西佐太七(農業委員会会長)

山浦町分譲住宅 25戸がすいています

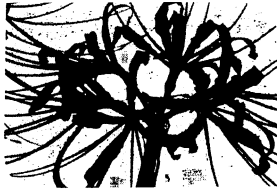
県住宅供給公社は、45年度から47年度までに山浦町に建てる分譲住宅95戸の入居予定者を昨年決定していましたが、25戸の辞退者が出たため、改めて募集することになりました。各戸とも敷地面積225平方メートル(68坪)、木造平家建54.15平方メートル(16坪)。

- ・1年積立(11戸) 譲渡価格245万円
- ・2年積立(8戸) " 263万円
- ・3年積立(6戸) " 280万円

▽申込受付 9月21日～9月24日

▽受付場所 佐賀県住宅供給公社(佐賀市松原二丁目 電話◎2261) または鳥栖市役所建設課(電3111)

▽抽せん日と場所
10月2日(金)午後2時
鳥栖市役所3階大会議室



ヒガンバナ まんじゅしゃげ、というのは梵語で(天上の華)の意で、別名しびとばな、捨子花などと、どうも縁起がよくないうえ有毒であるが、緑一面のアゼに群生した赤のみずみずしさは人の心をとらえるに十分だ。

- ・前間久治(土地改良区副理事長)。伊東哲夫(市議会議員)。近藤繁雄(同)。
- ・豊増忠夫(同)。本村松次(同)。門司睦夫(同)。山本保(同)。中島一六(助役)。藤野太郎(農林課長)。古賀規一(都市計画課長)

お わ び

鳥栖ガス株式会社は、9月2日午後2時半ごろ、古野町の市老人福祉センター付近でガス管埋設工事中、誤って水道管を破損しました。このため付近住民のみなさまに、断水で多大のご迷惑をかけ、さらに24時間も各地で赤水が出ました。工事の不注意を深くおわび申し上げます。今後道路掘削にあたっては事前に水道管を十分確認の上施行するよう厳しく注意いたしまして、みなさまにご不自由をかけないよういたすつもりでございます。

鳥栖ガス株式会社

昨年来の電信電話公社の電話線埋設工事および現在の鳥栖ガス会社の

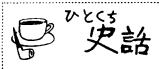
公害対策協発足

市内の公害問題を円滑に処理するため市役所で、このほど公害対策協議会が発足しました。メンバーは助役を会長に収入役、総務課長、財政課長、衛生課長、農林課長、商工課長、都市計画課長、農業委員会事務局長。市は昨年5月1日総務課内に公害係を新設し、関係課と連絡をとりながら事務処理を行ってまいりましたが、市民から持ちこたれる苦情も多く、内容も複雑になってきましたので、正式に協議会として発足し、関係各課間の連携を密にしながらか公害問題の調査研究、公害対策に積極的に取組もうとするものです。

また一般市民による連絡会を作ることでも検討しています。

総合開発の計画 委員会も誕生

住みよいまちづくり計画をたてるのに必要な調査、研究を進めるため、鳥栖市総合開発計画委員会が8月24日発足しました。委員は助役(会長)、収入役、教育長、総務、財政、建設、都市計画、衛生、農林、商工、水道の各課長、福祉事務所長の12人。委員会には専門的事項を分享するため部会をおくこともできます。



きびしいロウの専売

寛保2年(1742)に始まったはずの栽培は、田代領の主要な産物として対島藩はこれを専売にした。他の藩では1斤60文以上の生ろうを38文で買い、その利益金は藩の借財返済の財源とした。小松(基山町)の百姓3人が筑前平等寺へ密売したことがわかり、3人は1年間牢(ろう)に入れられたうえ多額の罰金をとられた。

(市史研究編第2集「幕末田代領争の研究」から)

× ×

【民族資料提供者】 敬称略

藤木町、笠井三郎入吉野町、村山清美入野野町、広尾次入曾根崎町、成富源太郎入酒井東町、佐藤明入旧代大宮町、平川栄喜入村田町、陣内清次

心配ごと相談日

毎月 第1水曜、市役所で

毎月第1水曜日、市役所であらゆる心配ごとの相談所を開いています。国や県または市の仕事を離れたとか、借地、借家のごと、名誉、信用等の問題、その他家庭内のトラブル、交通事故に関することなど何でも相談に応じます。

◎10月の相談日は

10月7日午前9時半から
市役所1階第1会議室で。

集金人をつくる

水道課で水道料の集金人をつたっていきます。性別は自由です。9月30日までに履歴書を持って水道課へおいでください

小、中学校の体育祭

- ・9月20日 鳥栖中、田代中、基理中
- ・9月27日 鳥栖西中、河内小
- ・県民体育大会…10月4日(日)
新設の佐賀県総合運動場(佐賀市の出2丁目)
- ・市民体育大会…10月10日(体育の日)
鳥栖西中グラウンドその他

23日のゴミ収集を変更

- 9月23日(水)は祭日のため、ゴミ収集は休みます。したがって当日収集予定地区は、9月22日(火)と24日(木)に行ないますのでご注意ください。
- ・9月22日(火)の収集に入れる区域
田代地区、基理地区、宿町、高田町
- ・9月24日(木)に入れる区域
京町、本町、中央区の各一部



上限制限の緩和

いままでは、農地や採草放牧地を買ったり、借りたりする場合、その権利を得た後の経営面積と小作に出している面積の合計が、農地で都道府県平均3.2、北海道12.2、また採草放牧地については都道府県平均5.2、北海道20.2以上になる場合は、主として自家労働力だけで効率的な経営ができると認められる場合だけ、許可されていた。

こんどは、この面積制限や雇用労働力の制限はなく、そのかわり面積のいかにかわらず、その農地や採草放牧地を買ったり、借りようとする本人またはその世帯員が、自分でその農業経営を管理し、そのうえ、その農作業に常時従事していると認められれば、許可されることになりました。

下限制限面積の引上げ

農地を買ったり借りようとする場合、それまでの経営規模が、都府県では特殊な場合を除いて30㎡以下の場合には許可されていませんでした。

改正ではすべての場合、権利取得後の面積で計算することになり、都府県ではこれまでより20㎡引上げて、50㎡になりました。つまり農地や採草放牧地ごとに取得後50㎡以上にならなければ、その権利取得は許可されないということです。これはあまり零細な農家の生まれるのを防ごうということですが、北海道以外の地域の場合、50㎡未満の農家のうち、第二種兼業農家が昭和30年には59%だったのが、昭和40年には78%をこえるにいたった等、第二種兼業農家の階層がよりふえてきたのに対応した措置です。

通作距離等による取得制限

いままでも、農業生産が低下することが明らかである場合には、農地の権利取得は許可できないことになっていましたが、これをもっとはっきりさせて、農業経営の状況や居住地から農地までの距離からみて、効率的な経営ができないと判断される場合は、許可できないことになりました。これは最近、地価上昇やインフレーションの進行がひいて、本気で農業をやるつもりでなく農地を買って、荒したり賃貸に出す傾向があらわれてきたのでこのような農地取得はおさえようということです。

農業生産法人の要件緩和

農地法は原則として法人が農地や採草放牧地の権利を取得することを禁止していますが、昭和37年の改正で、6つの要件をみたした農業生産法人（有限会社、合資会社、合名会社および農事組合）については、許可できるようにしています。

た。改正で6要件のうち次の2つを残し他は廃止しました。

- ①事業要件—農業専業であること。
- ②構成員要件—その法人の構成員はすべて農地を法人に貸すか、出資している者であるか、法人の事業の常時従事者であること。

農業技術や機械化が進むと、全部の人が農業生産法人の仕事に従事する必要はなくなりますし、またこれからは多くの兼業農家と少数の専業農家がいっしょになって農業生産法人をつくることも当然考えてよいことです。また一般の農地について小作料統制を緩和する以上、農業生産法人だけが出資配当を制限しておく理由もなくなってきました。

そのかわりその法人の理事等、業務の執行にあたる者の過半数が、その法人への農地や採草放牧地の提供者であって、

の予定地の市町村あるいは農協を農地保有合理化法人に指定して、事業をやらせることになっています。この場合、農協は市町村がこの事業をやらない場合にだけ認める方針です。

この農地保有合理化法人は、農業をやめよう、あるいは経営を縮小したいという農家から農地を買ったり借り入れし規模拡大を志す農家にその土地を売ったり、貸したりするのがおこな事業となり、後で述べます10年以上の期間を定めた定期貸借に農地を出した農家には、その間の地代を一括前払いすることも予定されています。この農地の買入れ資金は、国が利子補給することになっています。

一方、農業委員会は農業振興地域整備辦法によって農地移動のあっせんを行ない規模拡大に方向づける活動をするに定められていますし、この農業委員会のあっせんによる移動については、譲渡所得税、不動産取得税、登録免許税を軽減することになっています。そこで、この農業委員会のあっせん活動と、農地保有合理化法人の関係が問題になりますが、あっせん活動はすべて農業委員会が担当し、その上で農地保有合理化法人が農地の権利移動を行なうことになっています。

小作人以外への小作地譲渡を許可

いままでは小作地は、その土地を耕作している小作人以外の人に売ることができませんでした。しかし今回の改正で、その所有権を移転することについて、小作人が所有権移転の許可申請を出す前の6か月以内に、書面でも同意した場合や、競売や税金の差押えなどのために売られる場合は、小作人以外の人に売ることが許可されることになりました。しかし土地の所有者が変わっても、貸借借の条件は、そのまま新しい所有者に引きつがれますから、耕作権が不安定になることはありません。

農地移動の許可権限の農委への移譲

いままでの農地法では、農地についての権利移動は、貸借借と使用貸借による権利の設定、移転だけが農業委員会ですべて都道府県知事の許可になっています。こんどは他市町村にまたがる権利移動と農業生産法人、農地保有合理化法人その他、法人関係の権利移動は知事の許可、居住市町村内での個人間の農地の権利移動は所有権をよめてすべて市町村の農業委員会の許可でよいことになりました。

◎改正農地法についてのおたずねは農業委員会にどうぞ。

電話 3 1 1 1 内線 3 2 1

小作地の所有

農地法は小作地の所有に制限を加え、不在地主の小作地所有は認めず、在村地主については農地では都府県平均1.2の所有だけが認められています。これは労働力の移動が激しくなったことと、借地による流動化を促進するために、つぎのようにめられました。

その第一は離農に限って、在村していたとき10年間以上所有していた農地に、



貸借借の解約等

現在、貸付け意欲を大きく阻害しているもの一つは、耕作権の保護が硬直化していて、一度小作に出したら、返してもらいにも知事の許可は小作人がうんといわない限りまず得られず、小作人の同意を得るためには、かなりの離作料を払わなければならないという事情がありました。耕作権が長期的に安定していることが望ましいことはいうまでもありませんが、あまり強化すぎて貸付者が現れなくては仕方ありません。そこでこんどはこの制限を緩和し、つぎの場合は、解約等について知事の許可を要しないことになりました。

(1)合意解約の場合

ただし、その合意が土地の引渡しの日限前6か月以内に書面ではっきり確認されたものであることが必要で、契約の最初から、いつでも返還に異議ありませんといった一筆を入れておくこと等はあてはまりません。

(2)10年以上の定期貸借借の期間満了の場合

10年以上の期間を決めて小作に出した場合、10年間の耕作権は保証する代わりに10年以上の期間がすぎたら、その更新拒

有制限の緩和

つては、その本人とその人と住居生計を一つにしていた承継人の2代に限定して不在村となっても在村地主なみの小作地所有を認めることにしたことです。

第二は小作採草放牧地については、小作地の所有制限を撤廃したことです。

第三には、小作地所有制限の適用除外の範囲の拡大で、

④現行法では、農業生産法人の場合

は、在村の常時従事者である構成員が、農業生産法人に貸している小作地だけが、小作地所有制限の適用除外でしたが、こんどは在村、不在村を問わず農業生産法人の構成員が、その法人に貸し付けている小作地は、所有制限の適用をなくしました。

③また農地保有合理化法人に貸している小作地や農協が組合員から委託を受け

て経営している小作地も同様です。

②農協が共同利用施設に使っている小作地および農地借託されている農地も同様です。

④さらに都市計画法の*線引き、によって定まった市街区域内の小作地や、古都保存法によって府県や指定都市が買入れた小作地も同様です。

小作料統制の緩和

小作料のいまの統制の方法も、貸し付け意欲の大きな障害条件の一つであること否定できません。いままでは、小作地の1筆ごとに小作料の最高額が決まられており、それ以上支払っても受け取ってもらえないことになっています。その統制額は田で平均(6畝地)10万4476円、畑では同じく1680円です。小作料はいくらでもなく、耕作者の経営の安定を主に定めるべきもので、このことはこんどの改正でも変わりありません。

しかし、いまの統制小作料は全国一律的に決められたもので、個々の経営によっては、これ以上の額を払っても借りて経営を拡大した方が有利な場合があるわけです。また、労働力がますます不足していくのですから、小作手側が、不当な条件に甘んじ、家族賃賃を切り下げてまで小作しなければならぬ時代でもありません。

そこで農地法が施行になったときに存在している小作地については、いままでどおりの1筆ごとの小作料統制が、今後10年間は継続されますが、農地法施行後に新しく生まれる小作地の小作料は、1

筆ごとの最高額統制を止めて、貸し手、借り手の相談によって、自主的に決めてよいことになりました。

このように小作料を原則として自由にした代わりに、借地、借家法と同じように、小作料の額が事情が変わって不相当になったと思われるときは、貸し手、借り手の両当事者は、増額または減額を相手方に請求できることとし、話があかないときは、相当と考える額を請求または支払うにおいて、裁判で確定した後には過不足を清算すればよいことになりました。

また相対で自由に決めるといっても、目安がなければ困りますし、また、あまり不当なものが発生しないよう、農業委員がその地域をいくつかに分けて、農業経営の普通の収支状況や耕作者の経営の安定を考えて、標準的な小作料を設定することになりました。

この標準小作料に比べて、著しく高い小作料が発生したときは、農業委員はその減額を勧告できることになりました。こうした措置に移行するに伴い、賃貸借契約の内容の届出制も強化されました。



均等の制限緩和

絶は知事の許可を不要としました。これはこんどの改正のポイントの一つです。ここで、いまの小作地の耕作権は不安定にならないかという疑問が出がちですがいまの小作地のはほとんどは、何回かの契約更新を経ており、農地法では一定期間内に更新拒絶の通知をしないときは、前と同じ条件で契約が更新されたこととみなされます。この更新は、とくに期間を定めて更新するという契約条項が定められていない限り、期間の定めのない小作契約になることになっています。従ってこの定期賃貸借制度というのは、これから、貸し手と借り手がこのことを納得の上でとりかわした小作契約の場合に適用されることで、従来の小作地にはいままでどおりの耕作権の保護が継続されるということです。

(3)水田裏作の賃貸借の更新拒絶

水田の裏作だけを目的とした賃貸借には、更新拒絶について知事の許可が必要になりました。さらにこの場合は、一定期間内に更新拒絶の通知をしないときは前と同じ条件で更新されたものとみなすという法定更新の規定も適用されないことになりました。

農業委員会による和解の仲介

いまでも農業委員会は、農地についての紛争の調停などをやってきましたが、今度の農地法改正で、農地の利用関係が当事者間の話し合いにゆだねる事項が多くなったことに関連して、農業委員会による和解の仲介制度をはっきりとさせました。すなわち、当事者の双方や一方から申立てがあったときは、農業委員会会長が事件ごとに、3人の農業委員を指名して、和解の仲介を行うことを、農地法上明確にしました。また都道府県知事は農業委員会が申立人の同意を得て申出た紛争について、小作主事その他の職員を派遣して和解の仲介を行なわせることも定められました。

草地利用権制度の創設

農地法には、未墾地を強制的に買収して、売却す規定があり今後も残りますが実際問題として、今日では所有権まで強制的に買収することは、なかなかむずかしいのが実態です。一方、畜産の振興はこれからの大きな課題であり、このため

には草地の積極的な造成確保がよく要請されてきています。そこで草地として利用できる適地について、所有権には手をつけず、草地として利用する権利を、市町村や農協に限って設定される制度を新たに設けたのです。

違反には取消しや是正命令

いままでは、農地転用統制の違反については罰則があるだけで、転用そのものを是正させる規定がありませんでした。こんどの改正ではこれを強化して、違反転用については、農林大臣や都道府県知事が必要ないと認めたときは、転用許可の取消し、条件の変更、1年という期間を限定しての原状回復、その他違反を是正するための必要な措置命令が出せることになりました。

また開拓財産である道路や水路を、その用途に使わなくなったときは、国に返すことを条件として、市町村や土地改良区に譲渡することができるようになりました。

転用後の農地

必ず農委の現況証明を受けよう

最近、農地転用許可を受けた土地が、転用目的に使われないで相当長期にわたって放置されている例がみられます。このようなことは、土地の有効利用および農地法の前行の面からたいへん好ましくないことです。

つては、今回の法改正により農地転用統制の違反に対する罰則が強化(前項、法改正の附則を参照のこと)されておりますから、許可を受けられたかたは、次の事項を十分に留意され、事後処理をしてください。

- 1、許可後1か年内に(特に年次計画を附して許可を受けたものを除く。)申請通りに完工し、かならず事務局に現況証明を受け、地目変更をすること。(許可を受けて所有権移転しても地目は農地のままです)
- 2、申請時より著しく計画を変更したり、事情により第三者等に変わって施行される場合などは、事業計画変更申請をし、後者の場合はさらに法第5条の申請をすること。

なお、事務局では、許可1か年を経過したものに「処分結果報告書」を送付し、転用状況はあくにつとめています。

やめよう無断転用

本市でも都市化の進展に伴い住宅用地、工場用地等を取増するため、農地等の転用が増加しています。農地等を農地以外のものにする場合は、法第4条、第5条および第73条の規定により許可を受けなければなりません。法を知らないためばかりでなく、法を軽視して、必要な許可を受けずに転用している例を聞きまます。違反事例のないようにご協力ください。

心配ごとなら相談所へ

市議会議員選挙は事務の一つとして、みなさまからのご心配ごとの相談をお受けしています。電話でも構いません。お気軽にご相談ください。

■相談日は毎週水曜日午前9時から午後5時まで
■郵便による相談もお受けします

鳥栖市中心ごと相談所
福岡1118 鳥栖市役所内
電話内線311 内線249

種痘

生後半年から2年までの乳幼児

予診票をお忘れなく

ことし下半期の定期種痘を実施いたしますので...

- 1. 該当者 生後6か月から24か月までの乳幼児で...

Table with columns: 接種日, 判定日, 地区. Includes dates like 9月21日 and areas like 田代・旭地区.

＜注意事項＞

- (1)当日は前もって、接種者の体温を測って...

- 異常がみられる場合は必ずそのことを申出てください。

生活に政治に生きる国勢調査

危険物取扱主任者の試験

危険物取扱主任者試験(甲種、乙種全類)が、11月8日(日)、佐賀龍谷学園で行われます。

寄付

ありがとうございます 香典返し

- 社会福祉協議会へ 國有津原町原田正春さん...

10月1日の国勢調査が近まりました。9月24日から30日までの間に、調査員(市内で219人)が各世帯に伺い調査票を配り記入を依頼します。

10月1日 国勢調査

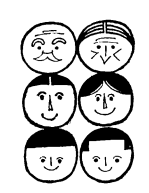
調査票が配られたら

別紙「記入例」をよく読み 記入はインキかボールペンで

(1)世帯ごとに、その世帯の人が記入してください。

(6)記入された調査票は、調査員が10月1日から5日までの間に集めにきます。

Table with columns: 事業の内容, 仕事の種類, 例. Lists various occupations like 革靴製造, 食品販売, etc.



(4)国勢調査で調べたことからは、統計を作ること以外、たとえば徴税や犯罪その調査などに使うことは固く禁じられています。

(7)調査票を配った世帯の玄関には、調査員が小さなマークを張りつけます。

国勢調査員の変更

- ・本道町 高尾平良さん(原田昌平さん)

前納報償金は受取りましたか

45年度の市税を前納し、報償金をまだ受領していない方は、印鑑と納税領収書が交付通知書を持参し、税務課で受領されるようお願いいたします。

費を納めることになっていきます。

働く年少者の集いへどうぞ ホームで落語やレク催す

鳥栖青年会議所は9月20日、元町の市勤労青少年ホームで第5回働く年少者の集いを催します。

盲人の親睦グループ 結成を呼びかけ

天野清治さん(桜町)、渡田隆夫さん(原町)らが発起して、盲人の親睦グループづくりが進められています。

ガン検診 「早目にお申込を」

ことし8回目のガン検診を行ないます。ガンは早く発見して治療すれば完全に治るといわれていますが、これまで7回の検診で279人中35人が精密検査を受けるようすすめられました。

◎婦人ガン 10月14日 ところ 中央公民館(本町三丁目)

〔身障者の巡回相談〕

身体障害者のための巡回相談を次のとおり実施します。日常生活上の悩みや心配ごとなどどうぞ相談ください。

〔鳥栖へ河内線で〕交通止め

市道へ鳥栖河内線の杓子ヶ峰登山鳥居から河内町方面へ約200位の地点で、44年災害復旧工事をします。

便所に物を落さないで

家庭の便所(厩)に、ビニール袋、タオル、サンダル、帯、帯タワシなどがはいつて、くみりやし尿処理場の係員をなやませています。

〔鳥栖音楽団体〕連盟できる

このほど鳥栖音楽団体連盟が誕生しました。個人またはグループで音楽演奏を楽しむ人々の集まりで事務局は中央公民館隣の鳥栖文化サークル内。